

市民公益活動緊急支援助成金の申請状況について

1 申請状況

助成金の申請状況は次の通りです。

事前相談 6月25日から7月22日 243件

申請 7月8日から8月7日 207件

交付予定金額 60,726,633円

(内訳)

	事前相談	申請件数	交付予定金額	平均申請額
Aコース(感染予防対策、 新たな活動の展開)	223件	196件/200件	50,631,633円	258千円
Bコース(中間支援組織に よるICT化、新たな活動 の展開支援)	20件	11件/15件	10,095,000円	918千円
合計	243件	207件/215件	60,726,633円 /75,000,000円	—
%	—	96.2%	80.96%	—
(下記はABの合計)				
NPO法人	165件	142件	44,641,000円	—
任意団体	69件	57件	13,824,057円	—
その他※	9件	8件	2,261,576円	—

※一般社団法人、社会福祉法人

2 申請事業例

(1) Aコース(感染予防対策、新たな活動の展開)

ア 空き家を活用した三世代交流の居場所事業(任意団体)

感染予防対策と食事の提供方法の変更、オンラインを活用した昼食会

イ 認知症カフェ・相談事業(NPO法人)

オンラインでの認知症カフェ・相談の実施、スマホ教室

(2) Bコース(中間支援組織によるICT化、新たな活動の展開支援)

ア 新しいスタイルでの市民活動推進中間支援事業(NPO法人)

地域活動団体のICT化を支援、コロナ禍でのイベント等企画支援

イ 密を避けた子育て支援活動の展開をサポート(NPO法人)

子育て支援団体の親子遊びや仲間づくり・相談などのオンラインで化を支援。

横浜市民の暮らしを支える、

2次募集!

市内の公益活動

を応援します!

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う

市民公益活動緊急支援助成金

A

助成金額 = 最大 **30万円**

対象事業

新型コロナウイルス感染予防対策や回復期に向けて新たな展開を図る事業

(対象事業例)

オンラインによるコミュニケーションツールの導入、衛生管理対策の充実、活動の展開のための専門家からのサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体 (例: NPO法人・任意団体等)
ただし、令和元年度の事業報告書等が提出できる団体

B

助成金額 = 支援1団体につき 最大 **20万円** (最大5団体分まで 最大100万円まで 申請可能)

対象事業

中間支援組織※が行う他の団体への支援

(※他の公益活動団体の活動支援やコーディネートを行う団体)

(対象事業例)

ICT導入支援、web会議等によるネットワークづくりへの支援、新たな活動展開に向けたサポート等

事業
実施期間

令和2年4月1日(水)～令和2年12月31日(木)の間に実施した事業 (令和2年4月1日から令和2年12月31日までの領収書が発行されている経費が対象)

対象団体

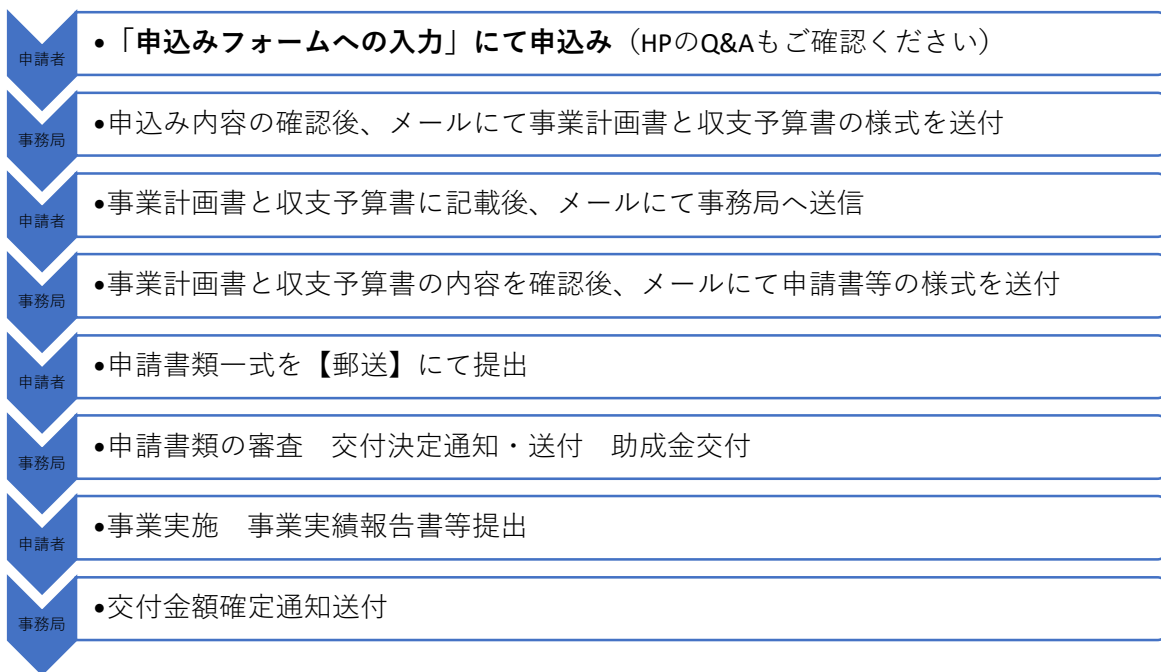
市内で横浜市民への非営利の公益活動を行う団体に向けた支援を行う中間支援組織 (NPO法人等の公益法人)

助成率 = (A)(B)共に 対象事業経費の **90%**

詳細は
裏面へ

※予算上限に達した時点で受付を終了します。

助成までの流れ



本助成制度について

募集要項等詳細は、下記URLもしくはQRコードより
市民協働推進センターHPにてご確認ください。



<https://kyodo-c.city.yokohama.lg.jp/news/kinkyujosei02/>

申込フォームの受付（上記ページよりフォームへ入力）

令和2年 **9月16日(水)～10月1日(木)**

申請の受付

令和2年 **9月16日(水)～10月12日(月)** 当日消印有効

※予算上限に達した時点で受付を終了します。

○新型コロナウイルス感染拡大防止のために、対面での申請相談は行っておりません。申込みはフォームへの入力をお願いします。

○事業終了後、報告書等を提出していただきます。提出がない場合は助成金を返還いただきます。

○確定額が交付決定額を下回った場合の差額は返還いただきます。

○国、他自治体、本市の他の助成金・委託・指定管理料等を充当している経費は対象外となります。

○同一コースでの申請は1次募集2次募集を通じて1団体1申請に限ります。